

令和2年7月20日提出

令和2年7月市議会臨時会議案

木更津市

令和2年7月市議会臨時会議案目録

議案番号	件名	関係部等	頁
議案第71号	専決処分の承認を求めることについて	財務部	別冊
議案第72号	令和2年度木更津市一般会計補正予算（第3号）	財務部	別冊
議案第73号	手数料条例の一部を改正する条例の制定について	総務部	1

議案第 73 号

手数料条例の一部を改正する条例の制定について

手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 7 月 20 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（昭和 31 年木更津市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 7 条第 1 項に規定する通知カードの再交付（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成 26 年総務省令第 85 号）第 11 条第 1 項第 2 号若しくは第 8 号に該当する場合、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 155 号）第 5 条第 3 項第 1 号に該当する場合又は個人番号若しくは住民票コード変更により返納した場合の再交付を除く。）の項を削り、同表行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードの再交付（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第 29 条第 1 項（個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合に限る。）の規定による場合、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第 14 条第 1 号に該当する場合又は個人番号若しくは住民票コード変更により返納した場合の再交付を除く。）の項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 7 項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項」に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成 26 年総務省令第 85 号）」に改め、「（個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合に限る。）」を削り、「行政手続

における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令」の次に「（平成26年政令第155号）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令（令和2年総務省令第50号）の施行等に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。